

福祉サービス事業所等 物価高騰対策支援金

福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金とは？

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている福祉サービスを提供する事業所等の負担軽減を図るための支援金です。



支援金額

最大 **20万円**

※保育所等及び放課後児童健全育成事業については、最大40万円

福祉サービス事業所種別ごとに、裏面に記載された支援金の額をもとに算定された金額

対象事業所

次の①②を全て満たす事業所（**1事業所1回限り**）

※令和4、5年度に福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金を受領した事業所についても、該当すれば申請することができます。

- ① 別表に記載する福祉サービスを提供している倉敷市内の事業所等
- ② 令和7年2月1日に市内で事業を実施しており、引き続き市内で事業を継続する見込みのある事業所

次のいずれかに該当する場合は除きます。

- 政治団体
- 宗教上の組織又は団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- 国及び地方公共団体が運営している事業所
- 指定管理者制度により運営している事業所

申請期限：令和7年3月21日（金） 消印有効

申請方法・申請先など、詳しくは裏面をご確認ください。



申請方法等

- 福祉サービスを提供する事業所等には、順次電子メール等で申請方法などの手続きを案内します。
 - ご不明な点は、申請前にお問い合わせください。
- 申請に不正や間違いがあった場合には、交付決定の取消や支援金返還の対象となることがあります。



- 申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して該当の申請先に郵送又は持参してください。
- 同一法人が複数の事業所等を運営している場合は、申請先ごとにまとめて申請してください。

交付対象事業所	エネルギー価格高騰支援金の額		お問い合わせ先・申請先
高齢福祉サービス等	入所系	定員一人当たり 最大 5,000円	介護保険課 086-426-3343 《介護保険事業所以外の施設》 健康長寿課 086-426-3315
	通所系	定員一人当たり 2,500円	
	訪問系	一事業所当たり 最大25,000円	
	居宅系	一事業所当たり 最大7,500円	
障がい福祉サービス等	入所系	定員一人当たり 5,000円	障がい福祉課 086-426-3305
	通所系	定員一人当たり 最大1,500円	
	訪問系	一事業所当たり 最大25,000円	
	相談系	一事業所当たり 最大7,500円	
保育所等	通所系	定員一人当たり 1,200円	保育・幼稚園課 086-426-3311
放課後児童健全育成事業	通所系	利用者一人当たり 500円	子育て支援課 086-426-3314
保護施設等	入所系	定員一人当たり 5,000円	生活福祉課 086-426-3325
	通所系	定員一人当たり 1,500円	
児童養護施設	入所系	定員一人当たり 5,000円	子ども相談センター 086-426-3330
産後ケア施設	通所系	一事業所当たり 最大25,000円	健康づくり課 086-434-9820
	訪問系	一事業所当たり 最大15,000円	